主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三橋毅一の上告理由について。

上告理由第一点では「はだ」と記載された投票について、同第二点では「バダ」と記載された投票について、それぞれ、その無効を主張するものである。しかし、原判決においてこれらを、それぞれ、有効と判示した理由は首肯できるから、論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	橋		潔
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	